

## (4) 事件別概要

### 令和5年(不)第1号事件

R5.3.6受付  
繰越

申立人 X組合

被申立人 Y法人

#### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の撤回
- 2 業務命令の撤回
- 3 経済的損失の回復
- 4 団体交渉の開催
- 5 謝罪文の手交・掲示

#### 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員に対する業務命令についての申立人からの団体交渉の申入れに応じず、組合員に対して懲戒処分を行い、その後もこの業務命令や懲戒処分についての団体交渉を拒否しながら、組合員に繰り返し業務命令の履行を迫り、懲戒処分を行った。
- (2) 団体交渉の申入れに係る書面や組合員からの報告書等の返送や受取拒否、受取拒絶をするなどした。
- (3) 被申立人の社内電子掲示板に申立人に関する誹謗中傷を掲載するなどした。

#### 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 業務命令は組合員に就業規程違反の疑いがあるため行ったものであり、組合加入前のことである。業務命令に正当な理由もなく従わないため、弁明の機会を与えた上で懲戒委員会を開き、懲戒処分を行った。
- (2) 申立人は、被申立人が団体交渉の申入れは代理人弁護士に行うよう再三要請しているにもかかわらず、団体交渉の申入れに係る書面等を被申立人に直接送付するため、書面の受取拒否等をしたもので、団体交渉を拒否したものではない。また、団体交渉の会場費の負担についても折り合いがつかなかったため、団体交渉が開催できなかった。
- (3) 社内電子掲示板への掲載は、職員の不安を払拭するために最小限度の説明を行ったものである。

## 審 査 経 過

令和5年6月19日 第1回調査

8月2日 第2回調査

9月22日 第3回調査

11月20日 第4回調査

令和6年1月22日 第5回調査

3月5日 第1回審問

最後陳述書の提出をもって結審することとして、令和6年度に繰り越した。